

要介護認定の流れ

1.被保険者が市区町村に「要介護認定申請書」を提出する。当事業所で申請代行をすることもできますので。お気軽にご相談ください。

2.市区町村は、認定調査員を本人(被保険者)宅に派遣して訪問調査を行い、主治医に意見書の作成を依頼します。かかりつけ医がない場合は市町村が紹介する医師の診断を受けることになります。

3.認定調査の結果がコンピュータに入力されて1次判定が行われます。

4.介護認定審査会において、1次判定の結果及び認定調査票の特記事項主治医意見書を用いて2次判定が行われ、介護認定が判定されます。

5.介護認定審査会から市区町村に判定結果が通知され、市区町村から判定結果が本人(被保険者)に郵送で通知されます。

* (1)～(6)までが原則として30日以内に行われますが、その間にどうしても介護サービスを利用しなくてはならない状況がある時は、ご相談ください。